

平成28年度予算見積調書

課室名：河川砂防課

担当名：新河岸川・荒川下流域

内線：5143

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B120	湛水想定区域図検討事業費			一般会計	土木費	河川費	河川改良費	河川改修調査費	
事業期間	平成28年度	根拠法令	都市計画法第29条、第33条、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例第10条			戦略項目	05	大規模災害への備え	
						分野施策	010503	治水・治山対策の推進	
1 事業の概要 平成18年10月1日から施行している「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」は、湛水想定区域内に盛土を行う事業者に対し、流出抑制施設等の設置を指導している。 条例制定から概ね10年が経過し、大相模調節池などの大規模治水施設が完成したことから、湛水想定区域図の見直しを行うものである。 (1) 湛水想定区域図検討事業費 59,985千円				5 事業説明 (1) 事業内容 湛水想定区域図を見直すことにより、盛土を行う事業者に対し適切な必要貯留対策量を指導できる 59,985千円 湛水想定区域図はその区域内で盛土を行う事業者に対し、流出抑制施設等の設置を指導する根拠となるものである。条例制定から概ね10年が経過し、大相模調節池などの大規模治水施設が完成したことから、湛水想定区域図の見直しを行うものである。 (2) 事業計画 都市計画法第29条（開発行為の許可）に基づく、第33条（許可の基準）の一部、排水施設に関する指導について平成18年10月1日から「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」を施行したものである。 湛水想定区域図とは、昭和33年9月の台風22号（狩野川台風）及び昭和57年9月の台風18号の降雨実績を基に、河川整備状況を勘案し、湛水すると想定される区域を示したものである。 湛水想定区域図の作成から概ね10年が経過したことから、最新の河川整備状況を踏まえ見直しを行う。					
2 事業主体及び負担区分 (1) 湛水想定区域図検討事業費 (県10/10)				(3) 事業効果 現在の治水施設を反映した湛水想定区域図を作成し、その区域内で盛土を行う事業者に対し、今後より適切な必要貯留対策量を指導でき、住民の安心・安全な暮らしに寄与する。					
3 地方財政措置の状況									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 (1) 事業に係る人件費 9,500千円×0.2人=1,900千円 (2) 組織の新設、改廃及び増員 なし									
				財 源 内 訳					
予算額								一般財源	前年との 対比
決定額	59,985							59,985	59,985
前年額									